# 羽曳野市徘徊高齢者SOSネットワーク事業

10月から徘徊高齢者SOSネットワーク事業を本格的に実施することになりました。

南河内地域の市町村とも連携を図り広域的な対応も 行います。認知症になっても安心して暮らせるまちづ くりをめざし、市役所の各職場と介護保険事業所など の協力機関で取り組みます。詳しくは地域包括支援セ ンターまでご相談ください。

問合せ:羽曳野市地域包括支援センター (内線 1353 ~ 1357)



#### 羽曳野市徘徊高齢者SOSネットワーク事業

徘徊または徘徊のおそれのある認知症高齢者が行方不明になった際、 羽曳野市地域包括支援センターから、羽曳野市役所内の各職場と市内の 市施設、在宅介護支援センター、介護保険事業所(協力承諾事業所)へ 本人の情報を提供します。

情報を提供された施設や事業所では、意識して業務することで、市内を移動中に徘徊を疑う高齢者を見かけた場合や、市民から市施設などに情報が寄せられた場合などにスムーズな本人確認ができ、早期発見につなげるようにするものです。なお、この事業は積極的な捜索活動を行うものではありませんのでご理解お願いします。

希望される場合は、南河内地域の市町村(松原市、藤井寺市、富田林市、河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町、千早赤阪村、柏原市)の担当窓口に情報を提供し、各市町村のネットワーク事業につなげることもできます。

## **飞利用方法**

- ■対 象 者 羽曳野市内に在住する 65 歳以上 の高齢者で、徘徊行動により行方 不明となった方。
- ■手続き 印鑑と写真をご持参の上、羽曳野市地域包括支援センター(市役所別館総合福祉センター1階)へお越しください。なお、同時に羽曳野けいさつ署へ「迷い人願い」をご提出ください。
- **■受付時間** 月曜日~金曜日 9:00 ~ 17:30

## 事前登録

徘徊をしていた認知症高齢者本人が発見・保護された場合に、本人確認と家族などへの連絡が迅速に行えるよう、事前に羽曳野市地域包括支援センターに登録をしておくものです。ただし、登録有効期間は2年間とし偶数年度に更新が必要となります。

- ■申込者 認知症と診断された高齢者本人または認知症と診断された 高齢者の4親等以内の親族。
- ■対象者 羽曳野市内に在住する 65 歳以上の高齢者で徘徊行動により行方不明となるおそれのある者。
- ■手続き 印鑑と写真をご持参の上、羽曳野市地域包括支援センター へお越しください。
- ■受付時間 月曜日~金曜日 9:00 ~ 17:30

#### 事業実施に向け市役所で職員研修を実施

10月からの事業実施に向け、市職員などが認知症についての正しい理解と適切な対応方法等を学ぶため、研修会を実施しました。職員自身が認知症を正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守る応援者(認知症サポーター)になることで、認知症になっても安心して暮らせるまちづくりをめざしていきます。

#### 羽曳野けいさつ署(生活安全課保安係)からのコメント

高齢者を「迷い人」として保護するケースの大半は、認知症を 患っておられます。住所や氏名を「迷い人」から確認したいので すが、「迷い人」からは連絡先などが聞き取れない場合が多くあり ます。よって、本人の居住先などを特定するためにも、保護者な どの連絡先を記載したものを、身に付けていただくこと(お守り など)で早期に解決することができます。

早期解決は「迷い人」だけでなく、ご家族などの精神的な負担や不安を解消することにもつながります。早期解決のひとつとしてこのような対策を講じていただくことにより、認知症高齢者やそのご家族も少しは安心していただけるのではないでしょうか。

### <認知症の人への対応での基本姿勢>

認知症であっても、適切な関わりにより心身の力が 引き出されます。感情もその人らしさも豊かに残って います。関わり方や、環境が本人にとって安心できれ ば、多くの症状は軽減されます。

認知症の人を介護する家族の負担は非常に大きいものです。認知症を恥ずかしく思ったり、他人に迷惑をかけたくないという思いから、家族だけで問題を抱え込み、疲れ果ててしまうケースもみられます。地域包括支援センターや、最寄りの在宅介護支援センター、社会福祉協議会などにご相談ください。

#### **★周囲の関わり方がポイント!!**

- ①ゆったりしたペースで、やさしく接する
- ②笑顔でうなずき、よく話しを聞く
- ③怒らない、否定しない
- **④さびしくさせない、** 
  - 役割が果たせるよう支援する
- ⑤スキンシップを心がける